

2018年1月18日

神戸市長 久元喜造 様

### 神戸の石炭火力発電を考える会

(構成団体)

神戸公害患者と家族の会

西淀川公害患者と家族の会

公益財団法人 公害地域再生センター(あおぞら財団)

特定非営利活動法人 地球環境市民会議(CASA)

特定非営利活動法人気候ネットワーク

神鋼石炭火力公害問題灘区連絡会

石炭火力発電所問題を考える市民ネットワーク

ひょうごECOクラブ

神鋼石炭火力発電所増設問題を考える芦屋市民の会

### 神戸製鋼所・コベルコパワー神戸と神戸市との間の 環境保全協定の速やかな見直しについて(公開質問状)

私たちは、株式会社神戸製鋼所(以下「神鋼」という。)神戸製鉄所及び株式会社コベルコパワー神戸(以下「コベルコパワー」という。)神戸発電所と、貴市との間で締結されている環境保全協定(平成10年12月16日締結、平成18年10月20日一部改定)について、2017年10月末に神鋼の神戸製鉄所の主要なばい煙発生施設であった上工程設備(高炉等)が廃止されたことを踏まえ、下記のとおり、直ちに必要な見直しを行う必要があると考えます。

しかし、貴市にあっては、既に上工程設備が廃止されてから2か月以上が経過しているにもかかわらず、環境保全協定の見直しに向けての検討を行うことなく不作為のまま今日に至っていることは、神戸市における環境保全施策を担う責務と役割を考えるうえで、極めて憂慮すべき事態にあると言わざるを得ません。

そのため、貴市として環境保全協定についてどのように見直す方針であるのか、その考え方を市民に向けて明らかにする必要があるとの観点から本質問状を提出することとしました。環境保全協定の見直しにかかる貴市の方針を、本年1月末までに、書面により、当会あてにご回答くださるようお願いいたします。

連絡先:

〒657-0064 神戸市灘区山田町3-1-1

神戸学生青年センター内

神戸の石炭火力発電を考える会事務局

TEL 080-2349-0490

メール kobesekitan@gmail.com

記

現在の神戸製鉄所・神戸発電所と神戸市との間の環境保全協定は、上工程設備の稼働を前提としたものであり、協定中の NO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub>、ばいじんの排出量・排出濃度については、上工程設備がないこと、を前提とした数値に直ちに直視すべきです。

1. ばい煙の年間排出量

SO<sub>x</sub>、NO<sub>x</sub>、ばいじんにかかる現在の協定値と、神戸製鉄所・神戸発電所全体からのこれまでの排出量（実績値）は、神鋼によれば、以下のとおりです。

	協定値 (年間排出量) トン/年	現状 (2007～2016 実績)	今後の 環境保全協定値の考え方
SO <sub>x</sub>	730	製鉄所 123～179	製鉄所(上工程廃止後の予測最大値) 7
		既設発電所 287～341	既設発電所(現状までの最大値) 341
		計 410～520	計 348
NO <sub>x</sub>	1500	製鉄所 240～470	製鉄所(上工程廃止後の予測最大値) 111
		既設発電所 696～858	既設発電所(現状までの最大値) 858
		計 936～1328	計 969
ばい じん	250	製鉄所 11～73	製鉄所(上工程廃止後の予測最大値) 3
		既設発電所 34～69	既設発電所(現状までの最大値) 69
		計 45～142	計 72

出所) 第 162 回神戸市環境影響評価審査会 (2017 年 10 月 4 日) 資料 21 のデータをもとに作成

この資料によると、製鉄所の上工程の廃止により、将来の製鉄所からの排出量（利用率最大 80%）は、SO<sub>x</sub> 年間 7 トン、NO<sub>x</sub> 年間 111 トン、ばいじん年間 3 トンとなると試算されています。

神戸製鉄所・神戸発電所の付近は、「大気環境の改善が必要な地域」（神鋼の増設火力発電所にかかる配慮書に対する経済産業大臣意見・平成 27 年 3 月 9 日）です。この地域周辺では、PM<sub>2.5</sub> や光化学オキシダントの環境基準を達成しておらず、また、NO<sub>2</sub> の環境基準についても 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm～0.06ppm のゾーン内にあります（そのような地域では、環境基準告示により、現状からの「非悪化」が求められます）。神戸製鉄所・神戸発電所が位置する神戸南部は、NO<sub>x</sub>PM 法や兵庫県条例に基づく PM 規制により、深刻な大気汚染からの環境回復の取組みをまさに行っている地域にほかなりません。

このような地域に立地する神戸製鉄所・神戸発電所について、環境保全協定を見直すにあたっては、既設の神戸発電所施設からの SO<sub>x</sub>、NO<sub>x</sub>、ばいじんの過去の排出実績値の上限値と、上工程廃止後の製鉄所からの排出量の予測値（利用率最大 80%）の和が、“新たな環境保全協定の協定値の上限”とされるべきです（図の右の列の値）。

その理由は、以下のとおりです。

- ① 既存の環境保全協定の協定値は、大気汚染の既得権を認めるものではないこと、
- ② 神戸製鉄所については、上工程が廃止された以上、廃止後の排出予測値がベースとさ

れるべきこと。

- ③ 既設の神戸発電所については、これまでの排出実績のうち最大値を超える協定値を設定することは認められません。この地域は、現状非悪化が求められている地域だからです（NO<sub>2</sub>環境基準告示参照）。
- ④ 図の右の列の値は、「新たな環境保全協定の協定値の上限」（目標の最低ライン）を示すものです。人口密集地域であって、大気環境改善の途上にある神戸南部で、神戸最大の固定排出源を稼働させる以上、さらなる削減努力が求められることはいうまでもありません。図の右の列の値よりも厳しい協定値を設定すべきです。

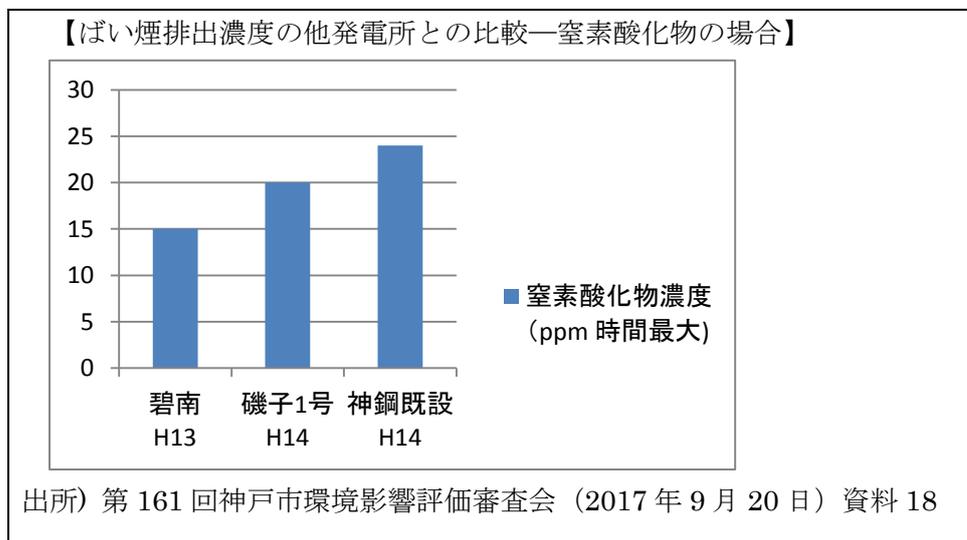
**結論：** 神戸製鉄所及び既設の神戸発電所との新たな環境保全協定において、SO<sub>x</sub>、NO<sub>x</sub>、ばいじんの年間排出量にかかる協定値は、それぞれ 348 トン、969 トン、72 トン以下とすべきです。

## 2. ばい煙排出濃度

既存の環境保全協定において、①既設の神戸発電所のばい煙濃度は、SO<sub>x</sub> は最大 24ppm、NO<sub>x</sub> は最大 24ppm、ばいじんは最大 0.01g/m<sup>3</sup>N を超過しないこととされています。②また、これに加えて、ばい煙の年間総排出量の遵守のために、年間平均の運転管理目標濃度（SO<sub>x</sub> 8ppm、NO<sub>x</sub> 15ppm、ばいじん 0.005g/m<sup>3</sup>N）が定められています。

①に関しては、既設の神戸発電所は、同時期に稼働した他の石炭火力発電所と比較して、大気汚染物質の排出濃度の最大値が大きくなっており、住宅地から 400m の大都市に立地する発電所として、**排出濃度の最大値を現在の協定値よりも厳格化する必要があります。**

②に関しては、上記のとおり、ばい煙の年間総排出量を厳格化することが必要であるので、それに適合するように、**年間平均の運転管理目標濃度も厳格化する必要があります。**



### 3. 協定内容の見直しは、“直ちに” 行うべきこと

神鋼・コベルコパワーは、神戸製鉄所の敷地内に、石炭火力発電所を増設することを計画しています。

しかし、神戸市は、増設を見越した協定の見直しを予定するのではなく、まずは、既設の神戸発電所と上工程廃止後の神戸製鉄所を対象とした環境保全協定を直ちに見直し、締結すべきです。その理由は、以下のとおりです。

- ① 発電所の増設に対しては、市が主催する公聴会（2017年8月20日）において、公述人全員が環境保全の観点から計画に反対する意見を述べたこと、公害の患者団体、環境保護団体等からも建設に反対する意見が述べられていること（**神戸市は、石炭火力発電所の増設ありきで環境保全協定の見直しを先延ばしすることは許されません<sup>1)</sup>**）
- ② 現在は、環境影響評価手続の最中であることから、増設発電所の存在を所与とすべきでないこと
- ③ 石炭火力発電所の増設の可否は、電気事業法に基づく経済産業大臣の認可があるまでは、法的には決まらないこと
- ④ 仮に建設が認められたとしても、稼働するのは、早くても2021年・2022年であり、実際には、環境影響評価手続の遅れにより、さらに延期される可能性が高いこと

神戸製鉄所の上工程は既に廃止されているのですから（上工程廃止のスケジュールは相前から公表されていたところですが）、神戸市は、時を移さず**直ちに**既設の神戸発電所及び神戸製鉄所を対象とした環境保全協定を見直さなければならないと考えます。

### 4. 結論

神戸市が締結する環境保全協定は、市民の健康や生活環境を保全するために締結するものであり、神戸市が、市民ひとりひとりに代わって、事業者と締結するものです。協定の真の当事者は、当該事業からの影響を被る市民にほかなりません（その意味で、環境保全協定の本質は、市民を受益者とする「第三者のためにする契約」といえます）。

神戸南部を含む阪神間は、深刻な大気汚染に悩まされ、神戸患者会、西淀川患者会の会員を含め、多くの公害患者を出した地域です。神戸市、兵庫県、国等の行政主体は、規制等により深刻な大気汚染公害を防ぐ責任を本来負っていますが、過去、残念ながらその責任を果たすことが十分できませんでした。

過去の公害への真摯な反省に基づき、阪神間でも大気環境の改善のための取組みが行われてきましたが、神戸南部においても、未だ環境回復の途上にあります。環境保全協定は、環境保全、環境回復のための重要な手段の一つです。本件の環境保全協定に関しても、神戸市は、住民に代わり、適時かつ適切に、その内容を見直しする責任を負っています。不作為のまま放置するのではなく、その責任を速やかに果たしていただくべきと考えます。

以上

---

<sup>1)</sup> その意味で、神戸市は、現時点においては、**既設の神戸発電所と神戸製鉄所を対象とした、“正規の”**（＝暫定ではない）環境保全協定を締結しなければなりません。